

舞鶴市水道事業の緊急応援業務に関する覚書

(趣旨)

第 1 条 この覚書は、舞鶴市(以下「甲」という。)と、(以下「乙」という。)との間において、水道施設等において災害による事故等が発生し、緊急に復旧作業を行わなければならない場合、水道事業を遂行する上で甲の要請に応じて行う復旧作業等応援業務に必要な事項を定めるものとする

(応援業務内容等)

第 2 条 応援業務内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 復旧作業及び関連作業
- (2) 復旧資機材の供出
- (3) 給水活動及び活動に伴う資機材の供出
- (4) 広報活動及び活動に伴う資機材の供出

(応援の要請)

第 3 条 甲は、事故等が発生し緊急対応を必要とする場合は、事故の発生場所及び状況等を明らかにし、乙に要請する。

2 要請は、水道事業の持つ特性に鑑み、休日及び時間帯を問わずに行うものとする。

(応援体制の保持)

第 4 条 乙は、事業所内で連絡網を整備し、緊急時の要請に対し速やかに応じられる体制を保持すること。

2 乙は、甲に対して代表連絡者を書面により届け出なければならない。

3 乙は、前項の届出内容に変更がある場合は、甲に対して書面により速やかに届け出なければならない。

(復旧等作業手順)

第 5 条 復旧等の作業は、甲の指示により行うものとする。

(事務処理)

第 6 条 緊急対応であることから、甲、乙とも作業終了後速やかに所定の手続を行うこと。

(費用の支払)

第7条 応援業務等に要した費用の支払いについては、甲の清算に基づき乙に支払うものとする。

(罰則)

第8条 甲は、第3条第1項の規程に基づく応援の要請に対して乙が正当な理由なくこれを拒んだ場合、乙を指名回避することができる。

(期間)

第9条 この覚書の期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。

ただし、覚書期間満了1箇月前までに甲、乙いずれか一方より何らかの申し出がない場合は、さらに覚書期間を1年間延長するものとし、以降の満了の場合も同様とする。

(協議)

第10条 甲と乙は、本覚書書に定めのない事項については、甲、乙協議により定めるものとする。

上記覚書の取り決めを証するため、本書2通作成し記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 舞鶴市
舞鶴市長

乙